４．適用区間

⑴　発着エリア

中日本高速道路株式会社が管理する中央自動車道富士吉田線の高井戸インターチェンジから相模湖インターチェンジまで、第一東海自動車道の東京インターチェンジから厚木インターチェンジまで及び海老名インターチェンジから海老名南ジャンクションまで並びに一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）の寒川南インターチェンジから海老名南ジャンクションまで及び海老名インターチェンジからあきる野インターチェンジまでの区間並びに東日本高速道路株式会社が管理する東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションから羽生インターチェンジまで、関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジから花園インターチェンジまで及び一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）のあきる野インターチェンジから境古河インターチェンジまでの区間。

⑵　周遊エリア

中日本高速道路株式会社が管理する中央自動車道西宮線の諏訪南インターチェンジから飯田山本インターチェンジまで及び中央自動車道長野線の岡谷ジャンクションから安曇野インターチェンジまでの区間並びに東日本高速道路株式会社が管理する関越自動車道上越線の碓氷軽井沢インターチェンジから信濃町インターチェンジまで及び中央自動車道長野線の安曇野インターチェンジから更埴ジャンクションまでの区間。

５．割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

企画割引「速旅　ふじのくに歴史めぐりドライブプラン」

１．割引をする自動車

⑴　首都圏発着①エリア　静岡県域周遊プラン

３に定める期間のうち連続する２日間以内に、４⑴に定める区間内のインターチェンジから４㉑に定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、４㉑に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入または流出する場合に限る。以下同じ。）する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。なお、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための申込がなされている場合に限る。以下同じ。）並びに４⑴に定める区間内のインターチェンジから４㉑に定める区間内のインターチェンジまで１往復する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。

ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。

⑵　首都圏発着②エリア　静岡県域周遊プラン

３に定める期間のうち連続する２日間以内に、４⑵に定める区間内のインターチェンジから４㉑に定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、４㉑に定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車並びに４⑵に定める区間内のインターチェンジから４㉑に定める区間内のインターチェンジまで１往復する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。

ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。

⑶　首都圏発着③エリア　静岡県域周遊プラン

３に定める期間のうち連続する２日間以内に、４⑶に定める区間内のインターチェンジから４㉑に定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、４㉑に定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車並びに４⑶に定める区間内のインターチェンジから４㉑に定める区間内のインターチェンジまで１往復する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。

ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。

⑷　首都圏発着④エリア　静岡県域周遊プラン

３に定める期間のうち連続する２日間以内に、４⑷に定める区間内のインターチェンジから４㉑に定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、４㉑に定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車並びに４⑷に定める区間内のインターチェンジから４㉑に定める区間内のインターチェンジまで１往復する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。

ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。

⑸　首都圏発着⑤エリア　静岡県域周遊プラン

３に定める期間のうち連続する２日間以内に、４⑸に定める区間内のインターチェンジから４㉑に定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、４㉑に定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車並びに４⑸に定める区間内のインターチェンジから４㉑に定める区間内のインターチェンジまで１往復する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。

ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。

⑹　首都圏発着⑥エリア　静岡県域周遊プラン

３に定める期間のうち連続する２日間以内に、４⑹に定める区間内のインターチェンジから４㉑に定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、４㉑に定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車並びに４⑹に定める区間内のインターチェンジから４㉑に定める区間内のインターチェンジまで１往復する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。

ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。

⑺　首都圏発着⑦エリア　静岡県域周遊プラン

３に定める期間のうち連続する２日間以内に、４⑺に定める区間内のインターチェンジから４㉑に定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、４㉑に定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車並びに４⑺に定める区間内のインターチェンジから４㉑に定める区間内のインターチェンジまで１往復する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。

ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。

⑻　首都圏発着⑧エリア　静岡県域周遊プラン

３に定める期間のうち連続する２日間以内に、４⑻に定める区間内のインターチェンジから４㉑に定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、４㉑に定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車並びに４⑻に定める区間内のインターチェンジから４㉑に定める区間内のインターチェンジまで１往復する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。

ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。

⑼　尾張発着①エリア　静岡県域周遊プラン

３に定める期間のうち連続する２日間以内に、４⑼に定める区間内のインターチェンジから４㉑に定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、４㉑に定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車並びに４⑼に定める区間内のインターチェンジから４㉑に定める区間内のインターチェンジまで１往復する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。

ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。